

平成 25 年度 葉山町地域防災計画修正（案）概要

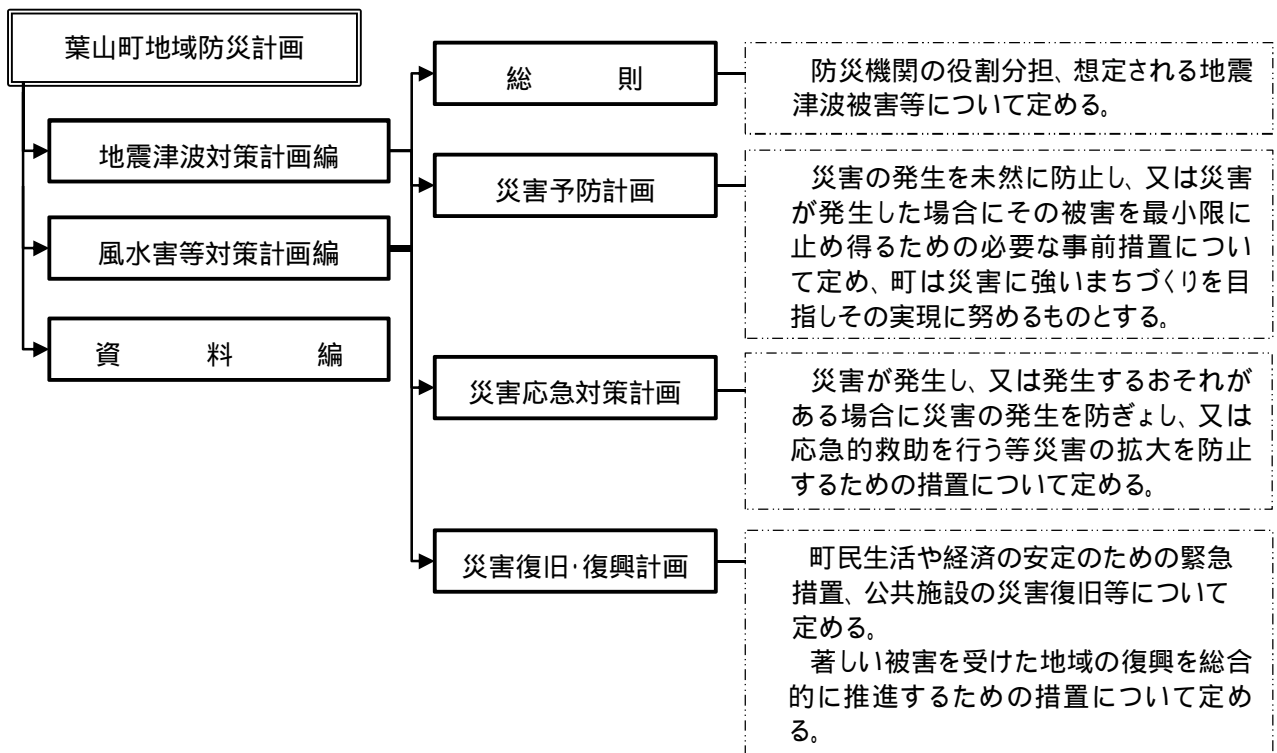
1 葉山町地域防災計画修正の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正することとなっています。

神奈川県では平成 21 年 3 月に神奈川県地震被害想定調査、平成 22 年 3 月に神奈川県地震防災戦略策定、平成 24 年 4 月の神奈川県地域防災計画修正を実施しており、当町では地域防災計画にこれらの内容を反映しつつ、東日本大震災及びゲリラ豪雨等の特性および教訓を踏まえ、あらゆる災害に対してより実効性のある計画となるよう見直すこととしました。

2 葉山町地域防災計画の構成

葉山町地域防災計画は、次に示すように「地震津波対策計画編」、「風水害等対策計画編」、「資料編」の 3 編から構成されています。



3 修正の基本的な考え方

東日本大震災では、県内でも死傷者や家屋の損壊などの被害が発生しました。また帰宅困難者の発生や交通機関の乱れ、物流の停滞など町民生活にも大きな影響が及びました。そういった状況の中で被災自治体では地域防災計画に定めた防災体制、情報受発信、避難所運営、避難・救援体制、災害時要援護者対策などについて課題があることが分かってきました。

このことから本町でもこれらの「東日本大震災の教訓」を反映し、以下のような視点から計画の修正を行いました。

各部署の役割・責任の明確化【全編】

各部署の役割や責任を明確化し、実効性の高い計画とするため、災害予防計画、災害応急計画に具体的な事業や行動を記載し、計画書内の事項責任所管課・関係課を明記しました。

葉山町地震防災戦略

県が策定した「神奈川県地震防災戦略」に基づき、最も多くの死者の発生が想定される三浦半島断層群の地震及び南関東地震による津波を対象に減災目標を設定し、県、町民、事業者などと協力して被害の軽減を図るための対策を明記しました。

避難勧告、避難指示発令基準の設定

避難情報を「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」の3類型とし、想定される災害ごとに発令基準、実施者、内容、伝達方法を設定しました。

災害発生時の被害情報等の受伝達

東日本大震災発生時には、災害対応に追われ被害情報の迅速かつ的確な収集ができなかったことから、被害情報等の受伝達体制の再構築、町民等に対する避難情報等の確実な伝達及び周知方法についての見直しを行いました。

津波対策

葉山町では、東日本大震災での教訓を踏まえ、大地震等で津波による二次災害が予想される地域から住民を避難させるとともに、被災者を一時的に収容・保護する場所や避難路を示し、住民の安全を確保することを目的とし、平成25年4月に「津波避難計画」を策定しています。津波避難のあり方、津波に対する教育や啓蒙、警報等の伝達方法など津波被害を少しでも減らせるような方法について追加しました。

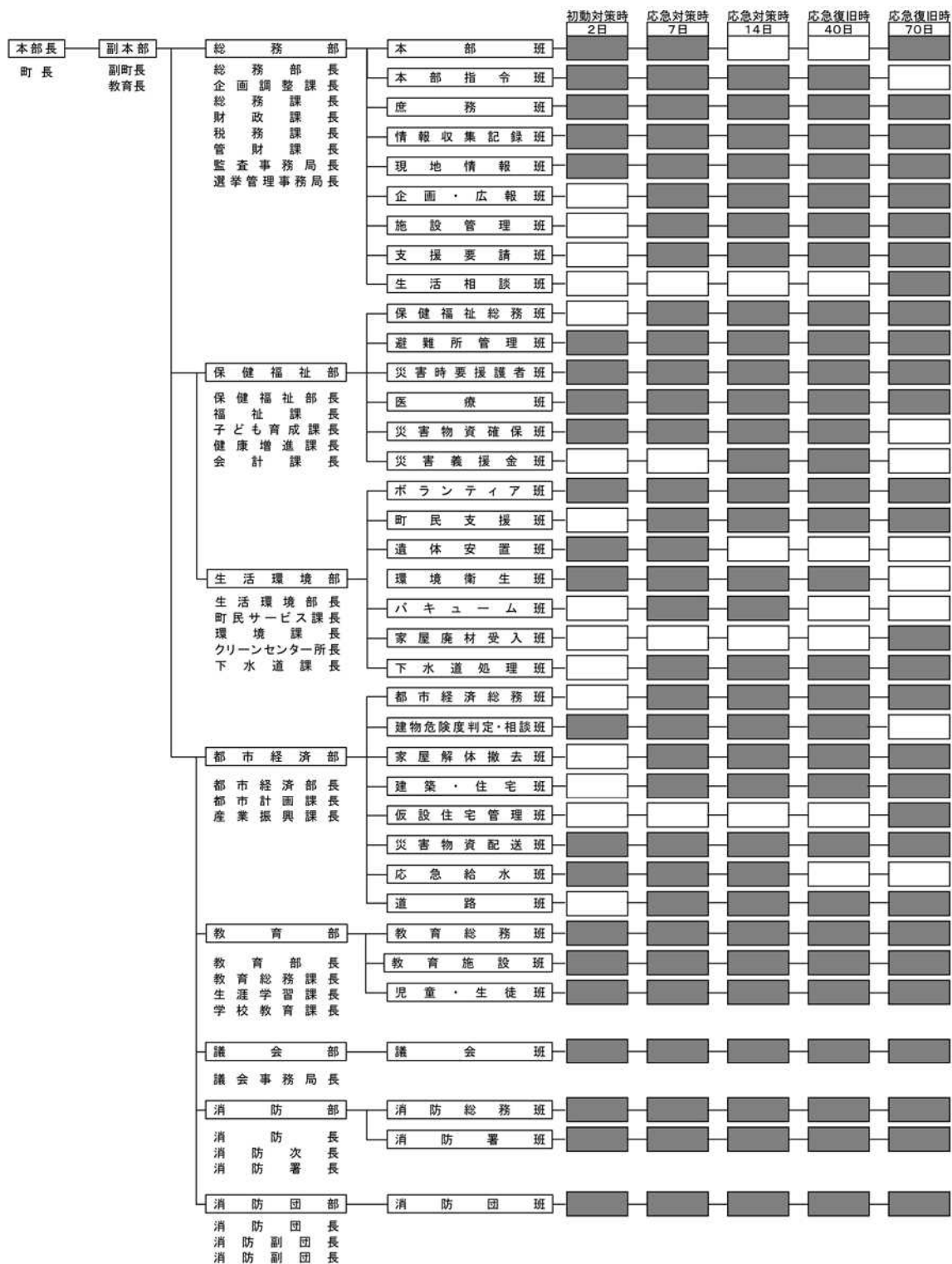
災害時要援護者対策

平成24年1月に策定した「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、要援護者の把握や避難体制の確立、福祉避難所の開設などを検討事項として追加しました。

4 修正のポイント

災害対策本部組織

東日本大震災での対応を受け、特定の部への業務集中を防ぐほか、部横断的な業務への対応を行いやすくすることを目的に、組織体制を見直し、各班の対応時期も明確にします。



■ 該当箇所

職員配備基準の見直し

東日本大震災での対応を受け、より実情に合わせた参集基準へ見直し、地域防災計画にも明記します。また特別警報の運用に合わせた体制に変更します。

〔三類型の避難勧告等一覧〕

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報(大津波警報)が発表された場合 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

配備体制の種別と配備基準

区分	主な配備体制		配備基準			人員
			震度	津波警報等	東海地震	
設置されていない時 災害警戒本部が	準備体制	事前配備第1	震度4			5人
	準警備体制	事前配備第2	震度5弱	津波注意報	東海地震に関する調査情報(臨時)	16人
設置された時 災害警戒本部が	警備体制	事前配備第3	震度5強			46人
設置された時 災害対策本部が	警戒体制	1号配備	震度5強	津波警報	東海地震注意情報	107人
	非常警戒体制	2号配備	震度5強			半数以上の職員 (150人以上)
	非常体制	3号配備	震度6弱	特別警報 (大津波警報)	警戒宣言	全職員 (276人)

町内に大規模な災害が生じた場合

減災目標の策定

県が策定した「神奈川県地震防災戦略」に基づき人的被害を軽減する「減災目標」を定め、県、町民、事業者等と協力して、平成 27 年度までに被害の軽減を図るための対策を明確にします

減災目標

- 1 三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上（冬 18 時） 死者数：80 人 40 人
- 2 南関東地震津波による死者数を半減以上（夏 12 時） 死者数：70 人 35 人

減災目標を達成するための対策

対策 1 都市施設の防災化の推進

震災に備え道路、橋梁、河川護岸及び都市公園等の整備を推進する。

対策 2 建築物の防災化の推進

平成 7 年の阪神淡路大震災における死者数の約 8 割が住宅等の倒壊によるものであったことから、住宅の耐震化を促進し、地震発生時の死傷者の発生を軽減する。

対策 3 地盤災害の防止

地盤災害を防止するため、がけや擁壁の防災化を推進するとともに地盤の液状化対策に配慮する。

対策 4 高潮災害の防止

県が策定した東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模灘沿岸海岸保全基本計画に定められている防護水準に基づき海岸保全に努める。

対策 5 消防力の整備・強化

公設消防力等の強化及び消防水利の確保により防災力を強化する。

対策 6 情報通信網の整備

震災時に、町民に対し適切な情報提供を行うと同時に、救助救援活動に携わる防災関係機関が相互の連絡を緊密にとりながら効果的な活動を行うことができるように情報通信網を整備する。

対策 7 災害医療体制の整備

震災時に、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、町民の生命・身体の安全を確保するため、災害時の医療体制を整備する。

対策 8 緊急輸送路の整備推進

災害時における、物資、資機材及び要員等の対策を円滑に行うため、緊急輸送路、緊急交通路等の整備を推進する。

対策 9 防災意識の普及啓発

行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民がともに正しい知識と経験が持てるよう、防災知識の普及啓発に努める。

対策 10 防災訓練の実施

震災等の非常事態において、とっさに的確な行動をとるため、防災訓練を行う。

対策 11 自主防災活動の推進

地域住民の「皆のまちは、皆で守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化するため、地域の自主防災組織の結成の促進やその育成に努める。

対策 12 事業者の防災活動の推進

災害時において、町内事業者が管理する施設や設備の安全性を確保するとともに災害時における地域との防災活動に貢献するなど社会的責任を果たすことができるよう事業者の防災活動の促進に努める。

対策 13 津波災害の予防

津波避難体制の見直しや防災施設の整備等の津波対策を推進するとともに防災教育などの普及啓発により津波災害の予防に努める。

対策 14 観光客対策

海水浴やマリンレジャーなどで訪れる観光客に対し、警報などの情報の伝達や避難方法などの看板設置など、観光客の安全対策を重視した体制構築を推進する。

対策 15 ライフライン施設の復旧・復興

ライフライン施設の復旧・復興については、復旧工事協力業者、応援自治体及びライフライン事業者などと調整により可能な限り早期に工事を行うよう努める。

災害時情報の収集・伝達体制の拡充

災害時情報の受伝達について、体制の充実や通信機器等の確保策などを具体的に記載します。

